令和８年（フ）第６３３号
仙台市太白区富沢２丁目13番27号、従前の住所仙台市太白区山田本町２番52号　メゾンカサブランカⅡ―101
破産者　石原　　輝
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６５８号
仙台市若林区上飯田１丁目20番８号　セジュール横堀Ｃ棟101
破産者　高橋　加奈
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
秋田市茨島六丁目14番18号　豊荘３号
破産者　小坂　一彦
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６号
秋田市横森三丁目４番47号　エクセレント九番館106号
破産者　嶋田　光希
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５号
山形県鶴岡市大西町38番28号　タムラコーポ203号室、旧住所山形県鶴岡市城北町32番12号
破産者　伊藤　　亮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第４０号
山形県鶴岡市日枝字大塚119番地３
破産者　鈴木　賢一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第６６号
群馬県前橋市三俣町三丁目22番地５、旧住所群馬県前橋市富士見町小暮2420番地98
破産者　野村　隆雄
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１６４９号
横浜市都筑区荏田南４丁目12番11号　サウス・テラ５　Ｂ―103
破産者　相澤　陽呂
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７７号
神奈川県厚木市愛名943番地８　クロノス愛名206、前住所神奈川県厚木市下古沢17番地２
破産者　佐藤　千春
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５０号
新潟市中央区出来島２丁目14番16号　アルゴ天神山507号
破産者　岡田　直也
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６２号
新潟市西区坂井東６丁目８番15号　クレストＦ215
破産者　齊藤　裕紀
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
新潟市西蒲区巻甲1727番地１
破産者　亀山　　蓮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１０号
新潟市江南区丸山ノ内善之丞組514番地11
破産者　家工房竹尾インター店こと平井　達也
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１号
新潟県燕市松橋1173番地
破産者　小林　　勝
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第９８号
新潟県長岡市寺泊野積10039番地
破産者　髙津　　勝
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第１９９号
岐阜県大垣市青墓町３丁目426番地７
破産者　安田　茂樹
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第３１号
岐阜県高山市山田町1228番地14
破産者　藤浪　広宣
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３４５号
静岡県藤枝市藤岡４丁目488番地の11
破産者　大岡　友紀
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５８号
静岡市葵区安東３丁目10番45号
破産者　稲葉　大悟
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部